

1

2

3

4

## 1. 移動円滑化基本構想策定の主旨

---

5

6

7

8

資料



# 1. 移動円滑化基本構想策定の主旨

## 1.1 背景

### 1.1.1 社会背景

我が国は、本格的な高齢社会を迎えている。現在の高齢化率（2005年2月の概算値 総務省統計局）は、19%を越えたが、今後この傾向は続き、10年後の2015年には約26%、4人に1人が65歳以上となり、さらに45年後の2050年には約36%、3人に1人が高齢者という超高齢社会となると予測されている。

こうした状況下において、身体機能の低下した高齢者や身体障害者等が自立して共にいきいきと社会生活を営めるシステムに社会を変えていこうという「ノーマライゼーション」の理念等が浸透しつつある。

したがって、豊かで活力のある社会を築き、高齢者や身体障害者等を含むすべての人々が自立した日常生活及び社会生活を送れるよう、自由な社会参加を可能にするバリアフリー化の促進が急務である。

これまでの我が国におけるバリアフリー化への取り組みとしては、1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法、以下同）や、2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法、以下同）がそれぞれ制定された。

これらを受けて、道路、建築物、公共交通をはじめとした生活空間のバリアフリー化について、基準やガイドラインの策定、交通バリアフリー事業への支援を行っている。

1

2

3

4

5

6

7

8

資料

## 1.2 松戸市交通バリアフリー基本構想の概要

### 1.2.1 基本構想の策定の意義と目的

松戸市は、東京に隣接する生活都市として発展し、成熟期を迎えつつある。市域の人口は、ここ数年大きな変動がなく、我が国の人口の構成同様に高齢者の割合が増えている。

この構想書の目標年度は、5年後の2010年であり、その頃には松戸市の人口の5人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎える。こうした状況下において、松戸市では、身体障害者や妊産婦、けがをしている方等全ての市民が社会に参加できるまちづくりを目指している。

具体的には、平成10年に「人」「地域」「都市」の視点から、市民の1人ひとりがまちの主人公として、健康でいきいきした生活を営み、個性と活力ある新たなライフスタイルを創造できるまちづくりを進めることをテーマとした松戸市総合計画(基本構想)を策定・公表した。

また、平成11年には、新たな時代の変化に的確に対応したまちづくりを進めるために「住んでよいまち・訪ねてよいまち」を都市整備の目標に掲げた都市計画マスタープランを策定した。これら、まちづくりに関連する計画を踏まえ、都市整備の目標を実現する取り組みを行ってきた。

しかし、松戸市には現在23駅を中心とした18地区の交通結節点があるが、これらの駅周辺の整理については、松戸市だけではなく松戸市に關係する公共交通網の発達した都市であるという松戸市の特色から、特に駅を中心とした交通結節点においては、公共交通機関や道路管理等の調整を図り整備する必要が生じた。

したがって、交通バリアフリー法の趣旨に基づき、20駅、15地区を対象に市民の社会参加をしやすいするため、一定の範囲内ではあるが「松戸市交通バリアフリー基本構想」を策定し、その役割を果たすべきと考える。

さて、まちの中には様々なバリアが存在し、市民の移動をさまたげている。こうしたバリアは、旅客施設や駅周辺道路、歩行空間、車両等の使い勝手に支障をきたす物理的なバリアやこれに関連した利用目的に関する情報等の共有といった社会的なバリア、さらには円滑な移動のために支援を必要としている人に向けた、交通関連事業者や旅客施設利用者・歩行者等の差別的な態度や気づかい・思いやりの不足による心理的な環境のバリアが考えられる。

したがって、「松戸市交通バリアフリー基本構想」では、交通バリアフリー法の範囲でまちなかに存在するバリアを取り除き、使い勝手や利用しやすさに関わる物理的なバリア及びこれを取巻く社会的なバリアを解消する方向性を策定する。さらに、心理的な環境によるバリアのうち、放置自転車に代表される市民1人ひとりがバリアを作らない、市民相互に思いやりやいたわりの気持ちを持つ等のいわゆる「心のバリアフリー」の展開を図ることとする。



## 1. 移動円滑化基本構想策定の趣旨

### 本構想で取り扱うバリア

本構想で取り扱うバリアとは、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用する際のバリア」、「旅客施設及び車両等についてのバリア」、「周辺の道路、駅前広場等のバリア」等を指す。

また、構想では、現地調査や点検調査において見つかった以下のバリアの解消を目的とし特定事業の方針や方向性を位置づけるものである。

#### < 交通バリアフリー基本構想が対象とする代表的なバリア >

- ・ 駅の中の身体障害者等への未対応設備（昇降設備、トイレ等）
- ・ 駅やバスターミナルの段差等
- ・ 歩道の段差、凸凹等
- ・ 点字ブロックの破損、不連続
- ・ 歩道上の障害物（看板、商品、放置自転車） 等

### 行政、事業者、市民の役割について

上記のバリアの解消に向けて、市が策定する基本構想に基づき、各特定事業者は事業計画（道路特定事業、公共交通特定事業、交通安全特定事業、その他事業（駅前広場、通路等）の各計画）を作成し、事業を実施する。

事業は、各事業者が単独もしくは行政と事業者、事業者間で連携し実施する。しかしながら、移動円滑化の目標の達成のためには、行政や事業者が主体となって実施するものだけでなく、誰もが使い勝手を良いように障害物となる自転車を放置しない等の思いやりやいたわりの気持ち（心のバリアフリー）を持つという市民1人ひとりの役割もある。

市民は、行政や事業者側が市民に向けて行う協力要請や情報発信等に呼応し、1人ひとりが移動円滑化に向けた意識を高め、行動することが求められる。

1

2

3

4

5

6

7

8

資料

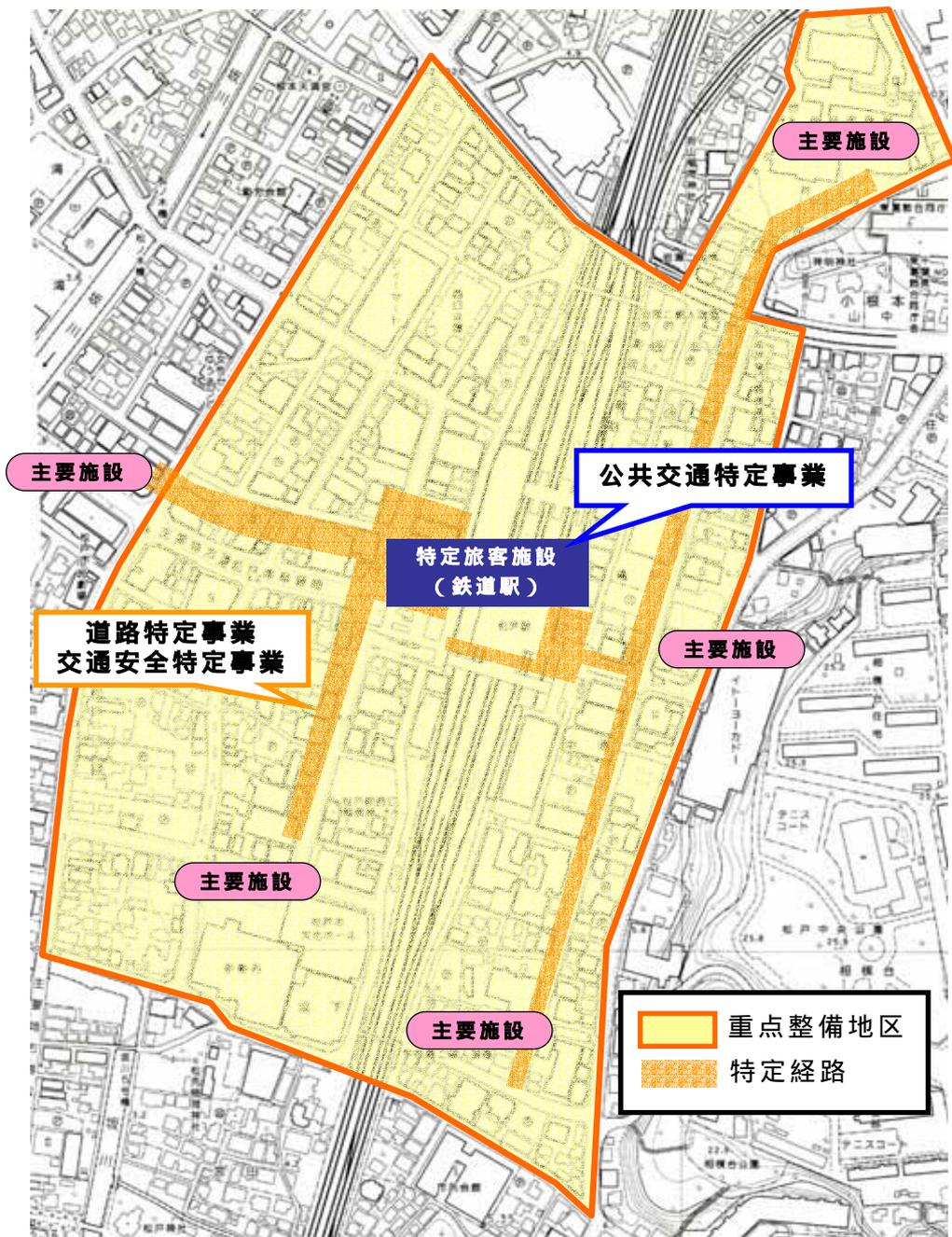


図 1.1 重点整備地区のイメージ



# 1. 移動円滑化基本構想策定の趣旨

(参考) 松戸市の高齢者数・身体障害者数

## 1) 松戸市の高齢者数

松戸市の高齢者人口は、平成14年の高齢者人口が約63千人、高齢化率が13.4%であった。今後も松戸市の高齢者は増加し、交通バリアフリー基本構想の目標年度である平成22年(2010)には、19.4%と約5人に1人は高齢者となることが予想される。

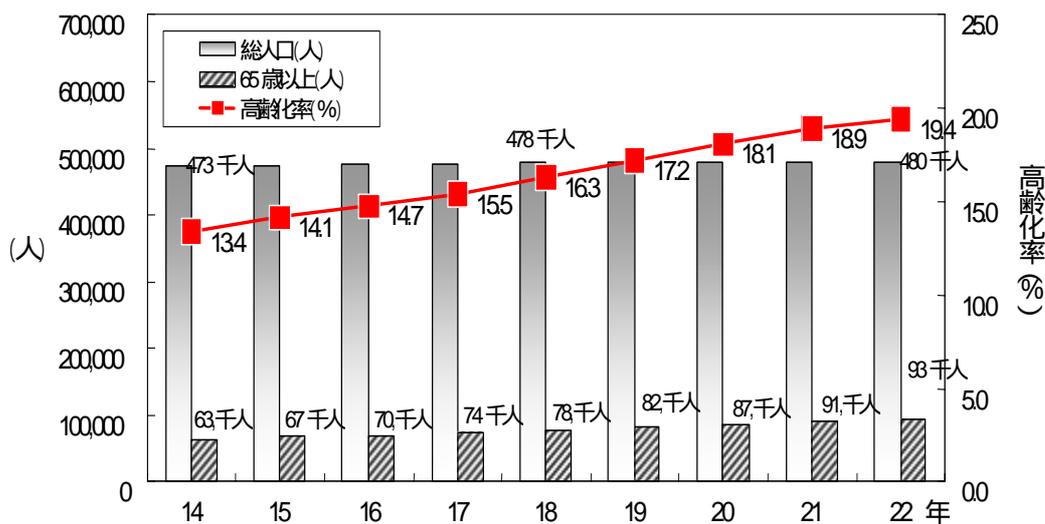


図 1.2 松戸市の高齢化の推移(予測)

松戸市総合計画の推計実績よりグラフ作成

## 2) 身体障害者数

松戸市における身体障害者の手帳保持者は、年々増加傾向にある。平成10年から平成16年にかけて、毎年約4~5%ずつ増加し、平成16年4月1日現在、9,000人を超える状況にある。

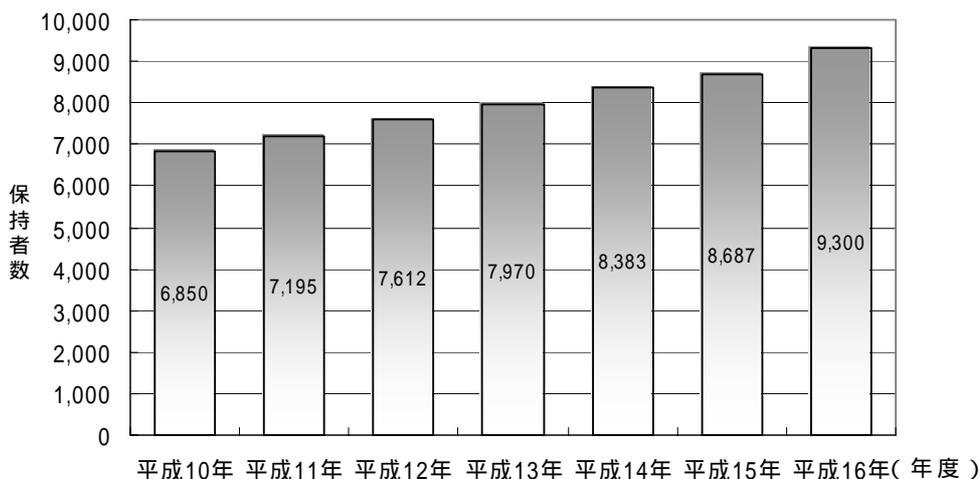
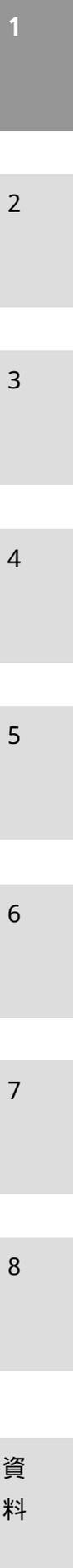


図 1.3 身体障害者手帳保持者の推移

身体障害者手帳保持者数

(視覚障害者、聴覚・平衡障害、音声・言語・そしゃく障害、肢体不自由、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器障害、膀胱・直腸・小腸障害、免疫障害の各1級から6級までの手帳保持者数の合計)

出典：身体障害者手帳交付状況より作成 (各年4月1日)



### 1.2.2 目標年度

「国の基本方針」においては、一定の旅客施設、車両等、一般交通用施設、信号機等に対して行うバリアフリー化の目標年は平成22年(2010年)とされている。この目標年までに松戸市における対象15地区のバリアフリー化を推進することは膨大な事業量に配慮すると非現実的であり、整備優先順位を検討した上で、平成22年(2010年)までに整備又は整備に着手する重点整備地区の移動円滑化基本構想を定める必要がある。

したがって、重点整備地区以外の地区は、平成22年(2010年)までに構想策定に着手、もしくは検討を進めるものとして整理を行うこととする。また、心のバリアフリーの展開は、目標年度にとらわれず、将来的に継続して取り組むべきものとして検討を行う。

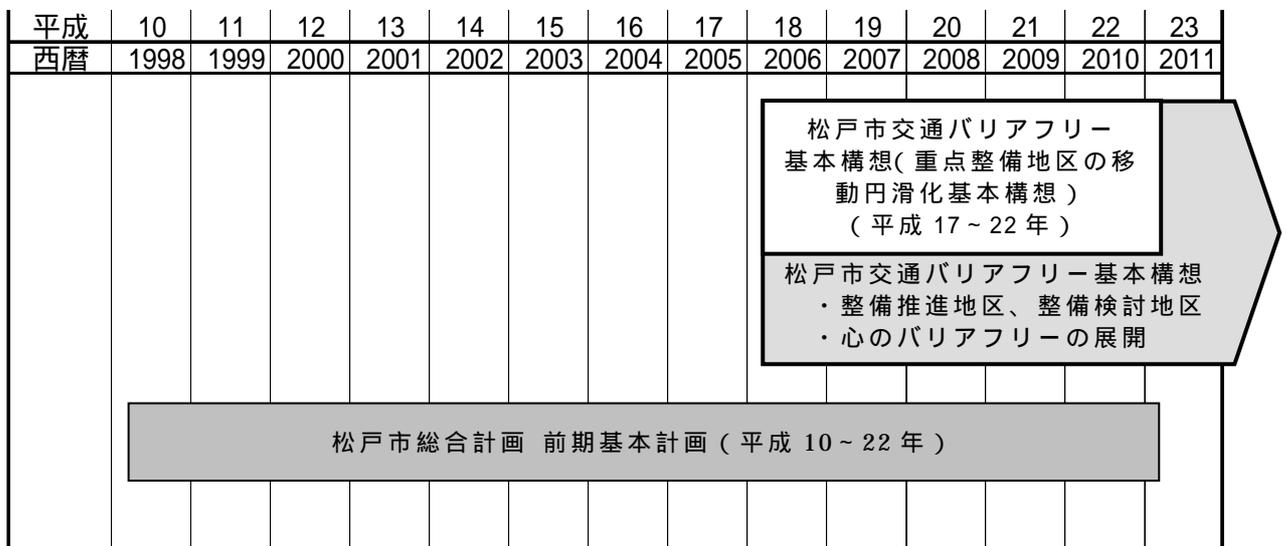


図 1.4 目標年度



# 1. 移動円滑化基本構想策定の趣旨

## 1.2.3 策定体制

松戸市交通バリアフリー基本構想は、障害者・高齢者の団体及び公募市民、学識経験者、松戸市と交通バリアフリー法で定める協議の対象である交通事業者、道路管理者、公安委員会等で構成される「松戸市交通バリアフリー基本構想策定委員会」で協議、調整を行い、構想（案）を取りまとめ松戸市に答申する。

なお、構想策定に向けては、まち歩き点検調査で現状の問題点の把握に努めるとともに、広く市民の声を聞くためにパブリックコメントやまち歩き点検調査、障害者団体等へのヒアリングを実施した。

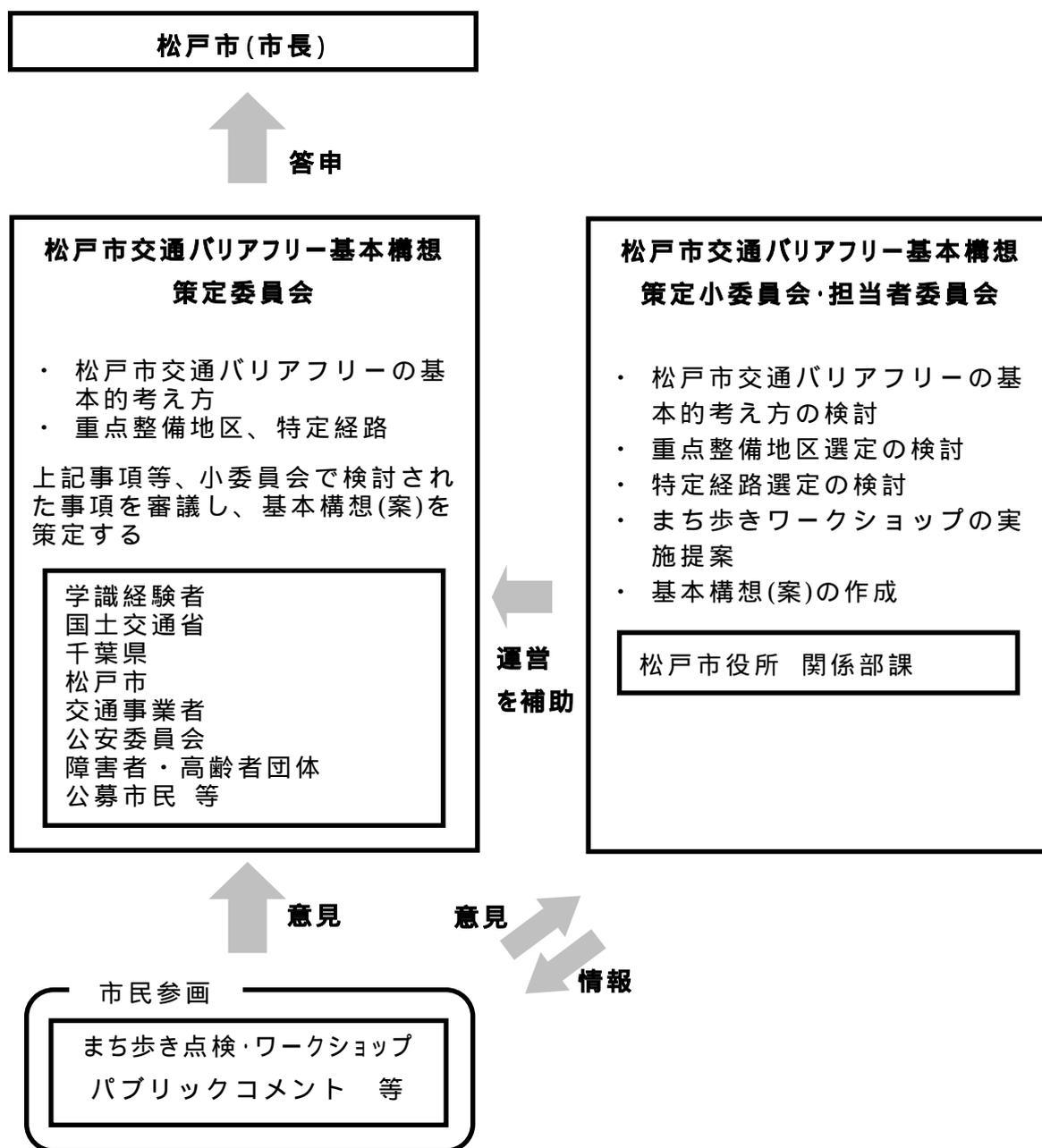


図 1.5 松戸市交通バリアフリー基本構想策定体制

1
2
3
4
5
6
7
8
資料

1.2.4 基本構想策定フロー



図 1.6 基本構想策定フロー



# 1. 移動円滑化基本構想策定の趣旨

## 1.2.5 松戸市交通バリアフリー基本構想の構成

松戸市交通バリアフリー基本構想は、大きく2つの構成からなる。一つは、松戸市内の全駅を中心とした地区のバリアフリー化をどのように進めるか展開方針を示す「全体構想」であり、もう一つは、国の基本方針でも定められているバリアフリー化の目標年である平成22年(2010年)までに整備又は整備に着手する「個別構想」である“重点整備地区の移動円滑化基本構想”となっている。

なお、「心のバリアフリー」については、全体構想の中で市域全体のバリアフリー化を推進する上で、地区や期間にとらわれないものとして位置づけることとした。

以下に、松戸市交通バリアフリー基本構想の構成を示す。

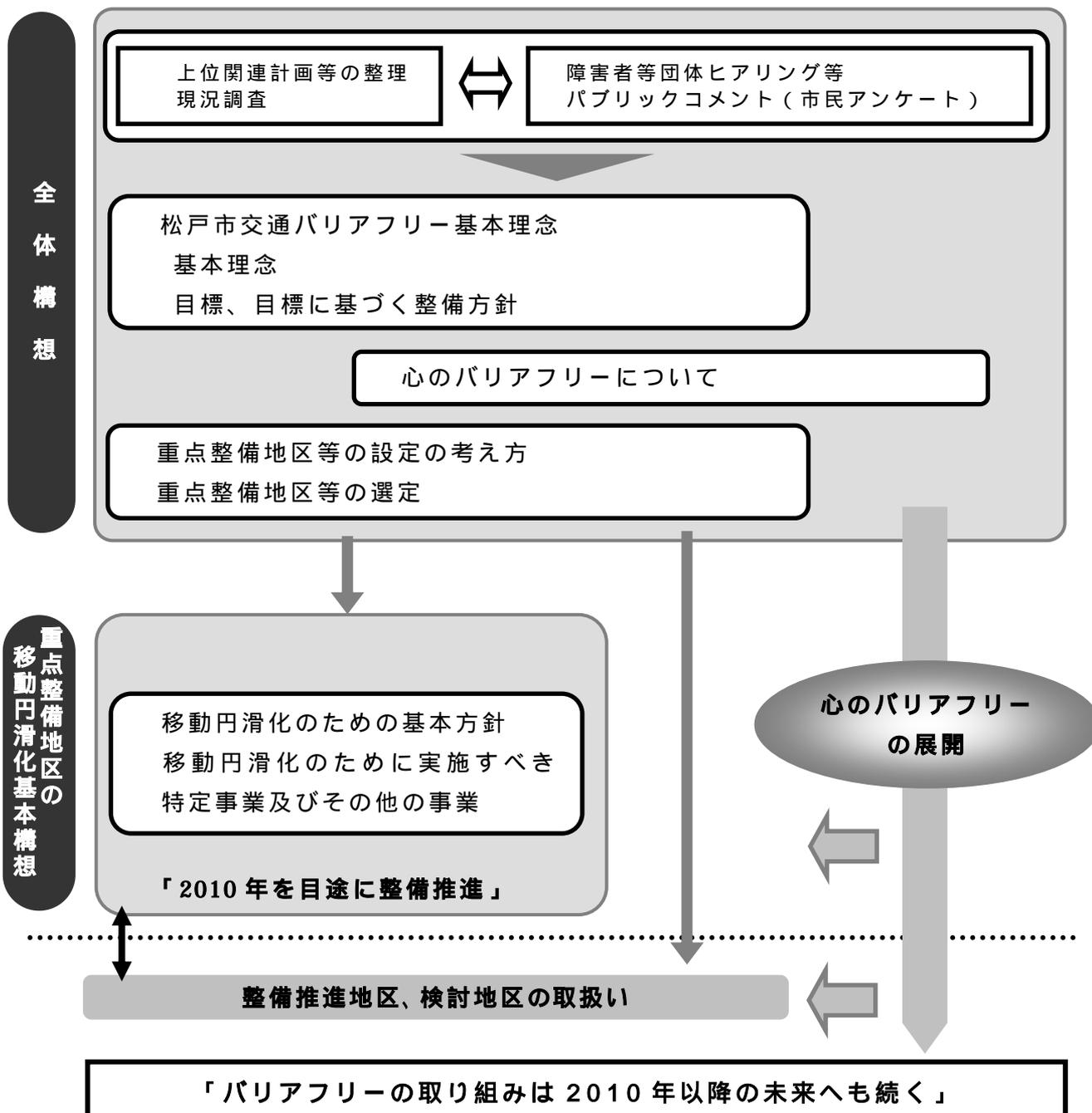


図 1.7 松戸市交通バリアフリー基本構想の構成

1

2

3

4

5

6

7

8

資料